

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書（案）

令和 7 年 12 月 8 日付け寒川町地域公共交通会議において、次の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

1. 路線の様態

路線定期運行

2. 協議が調った事項

運行事業者 : 神奈中タクシー株式会社

運行開始日 : 令和 8 年 4 月 1 日

廃止運行事業者 : 神奈川中央交通株式会社

運行終了日 : 令和 8 年 3 月 31 日

3. 協議が調っている路線及び運行系統等

(1) 路線 : 別添路線図のとおり

(2) 運行系統

寒川町コミュニティバス「もくせい号」東ルート

・寒川駅～総合体育館前・小動北・越の山入口～寒川駅

・寒川駅～総合体育館前・越の山入口～寒川駅

令和 7 年 12 月 8 日
寒川町地域公共交通会議
会長 岡 村 敏 之